

不燃化特区内における建替えに関して 専門家が相談をお受けします

【派遣制度の内容】

建替えや権利の移転等に関する相談に対して、専門家を派遣します。（無料）

【派遣する専門家の例】

弁護士、税理士、一級建築士、不動産鑑定士、
不動産コンサルタント、公認会計士、
ファイナンシャルプランナーなど



【専門家派遣の対象者】

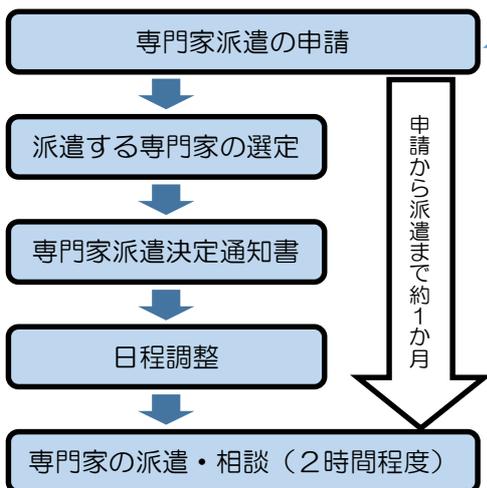
区が定める「老朽建築物」または「その建築物が存する土地」の所有権を有する個人、
その個人の法定相続人、並びに借家人

※ただし、特定整備路線や市街地再開発事業の区域は対象外となります。

【対象となる地域】

地区名	所在地
赤羽西補助86号線沿道地区	赤羽西一丁目、四丁目、五丁目の一部 赤羽台二丁目の一部
志茂・岩淵地区	志茂一丁目～五丁目の全域（河川区域を除く。） 岩淵町の一部
補助81号線沿道地区	西ヶ原一丁目46番の一部 西ヶ原三丁目65番、66番
十条駅周辺地区	上十条一丁目～二丁目の全域、十条仲原一丁目～二丁目の全域 中十条一丁目の一部、中十条二丁目～三丁目の全域、岸町二丁目の一部

お申込みから相談までの流れ



〈申請時に必要な書類〉

- ・専門家派遣申請書【別記第1号様式】
- ・土地の所有者がわかる書類（登記事項証明書（土地）等）
- ・建物の建築年次がわかる書類（登記事項証明書（建物）等）
- ・相談内容が確認できる書類（図面など）
- ・委任状
（代理人が手続きを行う場合や所有者等が複数いる場合）

〔再相談について〕

- * 同一年度内に5回まで相談を受けることができます。
- * 相談の都度、専門家派遣の申請を行ってください。

〔お申込みについて〕

- * 申請の際には、事前に下記問合せ先まで連絡ください。

〔お問い合わせ先〕

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22
防災まちづくり担当課

（北区役所第一庁舎7階）
TEL：03-3908-9162

